

新潟鐵工所「退職金裁判」

「判決前の訴えとお願い」2004.1月

判決は3月18日！

— 裁判傍聴のご支援を、お願い致します。 —

2002年6月新潟地裁に、「管財人は退職金を支払え」と従業員が訴えて1年半過ぎました裁判では、管財人が強行した、「退職金80%カット」の不当な暴挙や欺瞞が追及され、働く者の生活と権利を守る、原告請求の正当性が際立つ法廷になりました。裁判は昨年12月25日に結審し、3月18日(木)午前10:30に判決です。

管財人等を追及し、裁判で浮き彫りになった事等

- 退職金は、在職期間の後払い賃金であり、減額には個別同意を要する。
- 労働債権優先支払いの法規定を逃れる協約改定は、脱法行為であり無効である。
- 「協約通り支払う」と欺瞞約束で勤務継続を求めながら、経過措置や検討期間も無く、突如生活破壊の「80%カット」を強行する等、信義則と公序良俗違反。
- 「80%カット」根拠、資産評価、営業譲渡契約、など一切の情報を秘密私物化しており、横暴不当な反社会的管財業務。
- 労組幹部を騙し抱き込んで事前秘密交渉を重ねた後、超短期間で労組の目的逸脱の不利益協定を締結するなど、非民主的経過と誠実交渉義務違反。

結審前＝全従業員に退職金(60%)、崩れた「80%カット」の根拠



新潟鐵工所管財人は、「退職金は20%でないと破産し、ゼロになる。」と脅し迫り、「退職金80%カット」を強行したのです。しかし、裁判の中で「実際は退職金支給率70%を計算していた」と、原告の追求を認めたのです。

こうして「80%カット協定」は、説明根拠を失い非合理と不当性が明確になりました。全従業員へ60%の退職金支給は当然のことです。

労働者を犠牲にして、担保権者と譲渡先企業を利する、新潟鐵工の秘密主義と反社会的な管財業務を前例にはなりません。

「ちゃんと働いたら、きちんと賃金が支払われる世の中に！」と訴えた、働く者の退職金裁判です。

皆様の一層のご支援ご協力を、原告の全面勝利の為にお願い致します。



「退職金と社内預金を取り戻す会」2003.11月